

松江市告示第 212 号

松江市児童クラブ使用料納付証明書交付要領を次のように定める。

令和 3 年 3 月 31 日

松江市長 松 浦 正 敬

松江市児童クラブ使用料納付証明書交付要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、市長が児童クラブ使用料の納付義務者に当該使用料を市に納付したことを証明することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 納付義務者 松江市児童クラブ条例（平成 17 年松江市条例第 203 号）第 7 条第 1 項に規定する保護者をいう。
- (2) 児童クラブ使用料 松江市児童クラブ条例第 7 条第 1 項に規定する児童クラブ使用料をいう。

(児童クラブ使用料納付証明の申請)

第 3 条 納付義務者は、納付した児童クラブ使用料の納付証明が必要な場合は、児童クラブ使用料納付証明交付申請書（様式第 1 号）により、市長に申請しなければならない。

(児童クラブ使用料納付証明)

第 4 条 市長は、前条の規定により児童クラブ使用料の納付証明の申請があった場合で、当該申請をした納付義務者が当該児童クラブ使用料を納付していることを確認したときは、児童クラブ使用料納付証明書（様式第 2 号）を交付するものとする。

(手数料の徴収)

第 5 条 納付義務者は、第 3 条の規定により児童クラブ使用料の納付証明の申請をする際は、松江市手数料徴収条例（平成 17 年松江市条例第 69 号）第 2 条第 73 号の規定による手数料を前納しなければならない。

- 2 前項の手数料は、当該児童クラブ使用料に係る児童 1 人につき当該児童クラブ使用料の賦課年度ごとに 1 件として徴収する。
- 3 市長は、前項の規定により手数料を徴収した場合は、児童クラブ使用料納付証明手数料領収

書（様式第3号）を交付するものとする。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。